

県内主要海水浴場の水質検査結果について

県は、海水浴場の水質の現状を把握するとともに、その結果を県民の皆様にお知らせするため、毎年度検査を実施しております。

今年度開設を予定している海水浴場（2か所）の水質検査を行ったところ、環境省が定める水浴場水質判定基準で適または可と判定されました。

また、放射性物質の検査を実施したところ、海水から放射性物質は検出されませんでした。空間放射線量の検査も実施し、いずれの海水浴場も低い値であり安全性に問題がないことが確認されました。

1 対象海水浴場

県内開設予定の2海水浴場

2 検査概要

(1) 検査期間

令和2年5月

(2) 対象海水浴場

サンオーレそではま(南三陸町)、月浜(東松島市)

(3) 検査項目

【水浴場水質判定基準項目】

ふん便性大腸菌群数、化学的酸素要求量(COD)、透明度、油膜の有無

【その他項目】

水素イオン濃度(pH)、放射性物質(セシウム134及び137の合計)、空間放射線量

3 検査結果

(1) 水質検査

検査項目 地点	採水 年月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	判定結果	pH
サンオーレそではま	R2.5.28	16	1.8	>1	無	適(A)	8.0
月浜	R2.5.14	<2	2.1	>1	無	可(B)	8.0

(2) 放射性物質等調査

検査項目 地点	空間放射線量 (μSv/h)			海水	
	測定 年月日	地表0.5m	地表1.0m	採水 年月日	放射性 セシウム
サンオーレそではま①(東)	R2.5.18	0.034	0.034	R2.5.28	不検出
サンオーレそではま②(西)		0.028	0.028		不検出
月浜①(東)	R2.5.15	0.023	0.026	R2.5.14	不検出
月浜②(西)		0.023	0.028		不検出

*不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値(1Bq/L)に満たないことを指します。

*追加被ばく線量年間1mSvに対する時間あたりの線量は0.23μSv/hです。

4 その他

水浴場水質判定基準は、環境省通知により定められたものであり、全国一律に判定されています(資料2)。

なお、放射性物質の指針値(水浴場の放射性物質に関する指針について(平成24年6月))は、放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137の合計)10Bq/L以下です。

※ 添付資料

資料1 開設予定海水浴場の過去の判定結果等一覧及び位置図

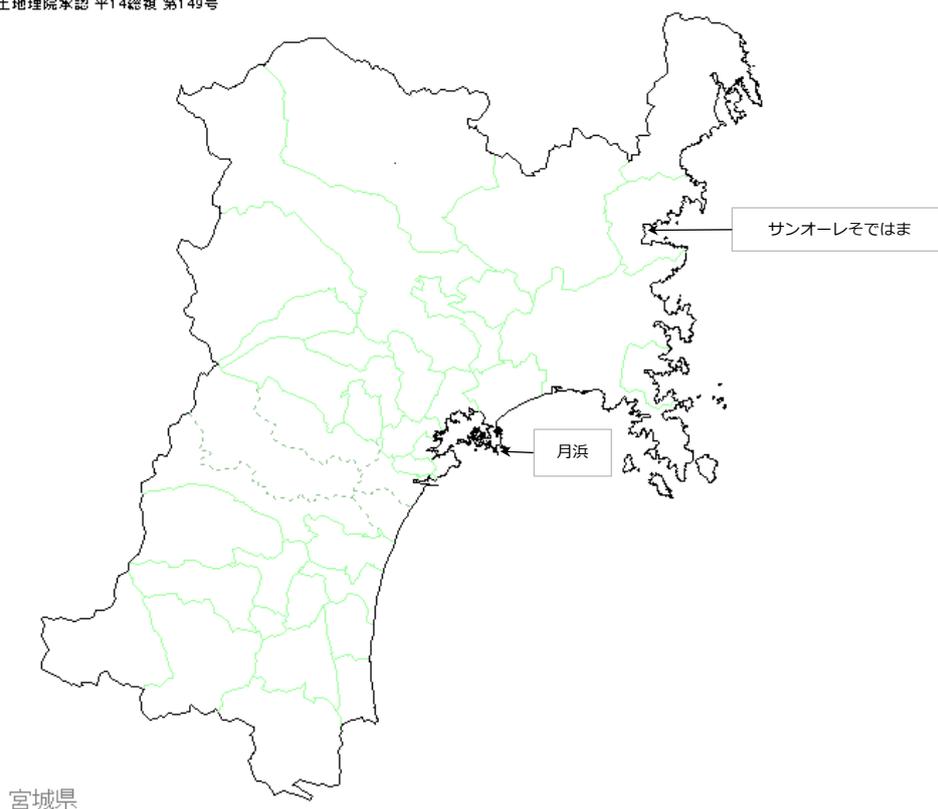
資料2 水浴場水質判定基準

開設予定海水浴場の過去の判定結果等一覧 (H29～)

番号	海水浴場名	市町村名	R1 検査 実施機関	項目	H29		H30		R1		R2		備考 5年平均利用者数
					判定結果	適 (A)	適 (AA)	適 (AA)	適 (AA)	適 (A)	適 (A)	適 (A)	
1	サンオーレそではま	南三陸町	県	判定結果	適 (A)	適 (AA)	適 (AA)	適 (AA)	適 (A)	適 (A)	適 (A)		環境基準点
				利用者数	18,066		66,345		45,050				40,616
2	月浜	東松島市	県	判定結果	適 (AA)	適 (AA)	可 (B)	可 (B)	可 (B)	可 (B)	可 (B)		
				利用者数	3,577		23,753		19,655				17,731

- ① 判定結果は、年度毎に左欄が開設前、右欄が開設中
 ② 利用者数は県観光連盟の調べによる (R1は市町への聞き取りによる)
 ③ 5年平均利用者数は未開設年度は除く

国土地理院承認 平14総複 第149号



県内海水浴場位置図

水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不 検 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満 [※]
測定 方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本産業規格 K0102 の 17 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。